

4-2 東京地方裁判所 平成29年7月25日判決

平成29年7月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ワ)第26498号 取立金等請求事件

口頭弁論終結日 平成29年5月30日

判 決

東京都

原告	X
同訴訟代理人弁護士	荒井哲朗
同	浅井淳子
同	太田賢志
同	五反章裕
同	津田顕一郎
同	見次友浩
同	磯雄太郎

東京都

被告	Y
同訴訟代理人弁護士	

主 文

- 1 被告は、原告に対し、810万5177円を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを10分し、その9を被告の、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、898万5177円及びうち88万円に対す

4
|
2

る平成28年8月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 当事者の主張等

1 本件は、訴外株式会社プライムゴールド（以下「プライムゴールド」という。）に対して1566万4734円及び平成27年2月5日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命じる旨の債務名義を取得した原告が、同債務名義に基づき、プライムゴールドが債務整理のために、弁護士である被告との間で締結した委任契約に基づく預託金等返還請求権を差し押さえ、これによって取得した本件返還請求権を行使するために委任契約を解除したとして、被告に対し、取立権に基づき、または、債権者代位権に基づき、預託金等の支払を求め、被告が、債権者である原告の正当な権利行使を妨害するなどしたとして、不法行為に基づく慰謝料及び遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実又は証拠等により容易に認定できる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、金やプラチナを2年間にわたって一定金額で一定数量まで購入し続けることができるという「積立契約」の積立金・手数料名下に金員を騙取されたとして、プライムゴールド等に対して不法行為に基づき金1566万4734円及び平成27年2月5日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟（東京地方裁判所平成27年(ワ)第1905号損害賠償請求事件、以下「本件損害賠償請求訴訟」という。）を提起し、平成27年6月11日、同額の賠償を命ずる判決を取得したプライムゴールドの債権者である。

4
|
2

イ 被告（昭和 年 年生）は、 ○ 年に弁護士登録をした東京
弁護士会所属の弁護士であり、「 」を営している。

被告は、平成26年11月19日、プライムゴールドから同社
の債務整理について委任を受けた（以下「本件委任契約」という。）

（乙1）。被告は、以後現在に至るまで、プライムゴールドの残
余財産である金員及び貴金属の地金を預かり保管している（乙2）。
本件損害賠償請求訴訟ではプライムゴールドの訴訟代理人を務め
た。

(2) 被告は、本件損害賠償請求訴訟に先立ち、プライムゴールドの代
理人として、原告に対し、平成26年11月19日付「ご通知」を
送付した。同書面には、プライムゴールドが顧客との取引を停止し、
「破産申立による法的整理手続をすることが最良の方策と考え、通
知人会社代理人におきまして準備を進めることに致しました。」、
「つきましては、今後1ヶ月位を目途として、破産申立手続を行う
べく準備する所存です」等と記載されていた（甲1）。しかし、その
後、被告から原告に対し、債務整理に関する連絡はなかった。

(3) 被告は、原告に対し、平成27年6月1日付「ご通知」を送付し
た（甲2）。同書面には、「整理手続きを遂行して参りましたが、予
定通りに処理が進まないまま手続きが遅滞し、今日に至っておりま
す」、「遅くとも今月中には手続きを完了するべく準備をしており、
手続き後は裁判所（破産管財人）から改めて皆様宛に通知がなされ
ます」等と記載されていた（甲2）。しかし、被告は、その後、プラ
イムゴールドに係る破産手続開始申立をすることはなく、また、同
月11日には本件損害賠償請求訴訟の判決が言い渡されたが（その
後控訴されず確定。）、プライムゴールドは、任意の賠償には応じ
ていない。

(4) 被告は、原告に対し、平成28年5月16日付「ご通知」を送付した。同書面には、手続の遅延が「ひとえに通知人代理人の事情によるもの」であるが、「破産手続における破産管財人による配当手続では、費用もかかり且つ今後更に相当期間経過後になされる」ことから、「今まで整理を担当してきた通知人代理人において、資産・負債内容を明らかにして配当手続を行い」たい等と記載されていた(甲3)。

(5) 原告は、平成28年5月27日、プライムゴールドに対する本件損害賠償請求訴訟の執行力のある判決に基づき、同社が第三債務者である被告に対して有する810万5177円の預託金返還請求権等につき、東京地方裁判所に対して債権及び動産引渡請求権差押命令(平成28年(ワ)第4043号)を申し立て、同裁判所から平成28年6月27日債権及び動産引渡請求権差押命令(以下「本件差押命令」という。)が発せられた(甲4)。本件差押命令正本は、債務者であるプライムゴールドに対して同年7月5日、第三債務者たる被告に同年6月28日にそれぞれ送達された(甲5)。

本件差押命令正本が債務者に送達された日から1週間を経過した。

(6) 原告は、平成28年7月12日、プライムゴールドへの債権者代位権(民法423条)に基づき、被告に対し、ファクシミリにより、被告とプライムゴールドとの間の任意整理等に係る一切の契約(同社残余財産である金銭及び貴金属の預託等に係るものも含む。)を解除する旨の意思表示をし(甲6)、そのころ、被告に到達した。

(7) 被告は、本件差押命令正本の送達を受けた平成28年7月11日付陳述書において、「差押えに係る債権の存否」欄に「ない」とだけ回答した(甲7、以下「本件陳述書」という。)。原告訴訟代理人弁護士が、本件陳述書を受け取った同月13日、被告の勤務する

4
|
2

に架電したところ、担当者であるという事務職員

(本件陳述書にもその氏名がある。)は、被告がプライムゴールドから同社残余財産である金員及び貴金属地金を預かっていることを認めた。

(8) 平成28年7月20日、原告訴訟代理人弁護士らは、被告と弁護士会館で面談し、その場で本件陳述書の趣旨を明らかにするよう求めたところ、被告は、プライムゴールドから計2000万円超相当の金員及び貴金属の地金を預かっていることを認めたが、同社が予め「確認書」によって返還請求権を放棄したことから同社には返還請求権はないと口頭で述べた。原告訴訟代理人弁護士らは、「確認書」の交付をその場で求めたが、被告はそれに応じなかった。

(9) 原告訴訟代理人弁護士は、平成28年7月20日、被告に対し、「確認書」を同月22日までに原告訴訟代理人弁護士に送付することを、及び債権者代位権に基づきプライムゴールドが被告に預けた預託金等を同月26日までに原告に支払うことをそれぞれ請求する通知書をファクシミリ及び内容証明郵便により送信・送付し(甲8)、そのころ、被告に到達した。

(10) 被告は、平成28年7月22日までに「確認書」を開示することではなく、同月26日までに原告が求めた支払もしなかったが、同日午後5時51分、原告訴訟代理人弁護士に対して、「28.07.20付通知書の件」と題するファクシミリを送信した。同ファクシミリには、プライムゴールド代表者名義の同年7月11日付「確認書」(以下「7月11日付確認書」という。)及び同月14日付「確認書」(以下「7月14日付確認書」という。)が添付されており、前者には、プライムゴールドが被告に預託した残余財産については「もともと、返還請求権を放棄しておりました」等と、後者には「債権

者によって事由の如何を問わず当社の代理人選任の権利を奪うことはできないと思いますので、プライムゴールドとしましては、債権者の代位権に基づく委任契約解除の通知は無効であるとして争うものです。」等とそれぞれ記載されていた（甲9）。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 委任契約の解除権の行使の可否

（原告の主張）

ア プライムゴールドが被告に対して預けた金員等は、被告とプライムゴールドとの間の債務整理（任意整理）に係る委任契約に基づく前払費用（民法649条）に当たるものと解され、受任者である被告は、その預託・交付と同時に、委任者であるプライムゴールドに対し、受領した前払費用と同額の金銭の返還債務を負う。

原告は、平成28年7月12日、債権者代位権（民法423条）に基づき、プライムゴールドに代位して、被告とプライムゴールドとの間の債務整理（任意整理）に係る一切の契約（同社残余財産である金銭及び貴金属の預託等に係るものも含む。）を解除した。

イ 解除権の一身専属性

本件委任契約は、債務者が弁護士である被告に対して任意の債務整理を委任するという内容の契約であり、かかる債務整理を実現するには全債権者による同意が前提となる。しかし、原告を含む一部債権者が任意に債務整理に同意しないことが明らかであり、被告との委任関係を継続する実質的意義は既に失われている。

本件で債権者代位権に基づく解除権行使を否定すると、債務者は弁護士に債務整理を依頼することによってその財産を隠匿し、債権者による個別の権利行使を不当に制限することが可能となり、

著しく不当である。

ウ 公序良俗違反、権利の濫用

被告がプライムゴールドから受任したという債務整理手続は、あくまで関係当事者全員の協力を前提に進められる私的な任意整理手続であって、一部でも反対する者がいる場合には実現困難である。被告は、他の債権者の代理人ではないから、他の債権者との関係で原告と被告との利害が対立しているということもできないし、私的整理中であっても個別執行は妨げられない。

(被告の主張)

ア 解除権の一身専属性

プライムゴールドと被告との委任契約上におけるプライムゴールドの委任者としての地位は、民法423条1項但書の「債務者の一身に専属する権利」に該当する。

イ 公序良俗違反、権利の濫用

原告の債権者代位権に基づく本件委任契約の解除は、公序良俗に反し、権利濫用である。

(ア) 被告は、プライムゴールドと協議し、当初は破産申立による処理を図ろうとしたが、その後、任意配当の手続を進め、現時点において、原告を除いて、1名の債権者の外は賛成又は一任の回答を得ており、1名の反対の回答をした債権者も話し合いにより最終的には賛成してくれる予定の状況である。このような中で、原告のみが、配当手続による全債権者への平等弁済を拒絶して、全額弁済を求めている。また、原告の債権者代位権に基づく本件委任契約の解除の意思表示は、プライムゴールドの弁護士選任権を一方的に奪うものでもある。

(イ) このような原告の目的と権利行使の態様を鑑みれば、原告の

利益追求によるプライムゴールド及びその余の全債権者が蒙る不利益は極めて多大であるから、原告の権利行使は権利濫用であり、公序良俗に反し、無効である。

(2) 取立権に基づく請求

(原告の主張)

ア 平成28年6月27日、本件差押命令が発せられ、本件差押命令正本は、同年7月5日プライムゴールドに、同年6月28日に被告に、それぞれ送達された。

イ 本件差押命令正本が債務者に送達された日から1週間を経過した。

ウ 原告は、取立権の行使として、被告に対し、別紙の差押債権目録1記載の810万5177円の支払いを求める。

(3) 債権者代位権に基づく請求

(原告の主張)

ア 原告は、プライムゴールドに対する不法行為に基づく損害賠償請求権を有する債権者である。

イ プライムゴールドは、無資力である。

ウ 原告は、平成28年7月12日、債権者代位権(民法423条)に基づき、プライムゴールドに代位して、本件委任契約を解除したことから、プライムゴールドには、本件委任契約に基づき被告に預託した金員等の返還請求権が生じた。そこで、原告は、債権者代位権に基づき、被告がプライムゴールドから当該契約に基づき預かり保管中の金員のうち、810万5177円の支払いを求める。

(4) 被告の不法行為

(原告の主張)

被告は、破産手続開始申立を行う意思も能力もないのに、通知書を作成して原告本人に送付した。また、被告は、原告の執行妨害を目的として7月11日付確認書及び本件陳述書を自ら作成し又はプライムゴールド代表者に作成させ、これらを原告訴訟代理人に送付した。被告の上記各行為は、いずれも債権者である原告の正当な権利行使を妨害し、債権回収に対する原告の期待を不当に害するものとして、不法行為法上も違法である。

(被告の主張)

否認し争う。

(5) 被告の不法行為による原告の損害

(原告の主張)

ア 慰謝料 80万円

イ 弁護士費用 8万円

(被告の主張)

否認し争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (委任契約の解除権の行使の可否)

(1) 解除権の一身専属性

被告は、本件委任契約上におけるプライムゴールドの委任者としての地位は、債務者の一身に専属する権利にあたり、債権者代位権の客体にはなり得ない旨主張する。

委任契約は当事者間の特別の信頼関係に基礎をおく債権であるが、本件委任契約は、債務整理事務の委任契約であり、同契約に基づく預り金は債務者であるプライムゴールドの責任財産を構成するものといえ、委任者としての地位は、その解除権の行使を委任者のみの意思にゆだねるべき事情は認められず、一身専属的権利ではないと

いうべきである。

(2) 公序良俗違反、権利の濫用

被告は、委任の最終的処理目的は原告を含めての全債権者への平等分配であり、原告を除いて1名の債権者の外は任意配当の手續に賛成し、1名の債権者も賛成の予定であるところ、原告のみ全額弁済を求めることを認めることは、公序良俗に反し、権利濫用であるなどと主張する。

前記認定事実及び弁論の全趣旨によると、被告は、平成26年1月19日、プライムゴールドから債務整理事務の委任を受け、そのころ、同事務の遂行のために、その費用を受領して預かったこと、被告は、原告に対し、任意整理を検討している旨を告げるが、プライムゴールドの資産・負債内容が明らかにされておらず、原告は任意整理に反対していること、被告が平成26年11月に原告に破産手続を行うなどの通知をしてから、2年以上経過していることが認められる。また、被告によるプライムゴールドの任意整理が、原告以外の債権者全員の同意の下に公平、迅速に行われると認めるに足りる証拠はなく、原告による本件委任契約の解除が妨げられる事情も明らかでない。したがって、被告が指摘する他の点を考慮しても、原告の債権者代位権に基づく本件委任契約の解除が、公序良俗に反し、権利濫用であるとは認められない。

- (3) 前記認定事実、証拠（乙2）及び弁論の全趣旨によると、任意整理を受任した弁護士である被告は、その前払費用（民法649条）として、委任者であるプライムゴールドから弁済資金を受領し、平成29年5月15日現在、プライムゴールドから1844万4292円を預かっていると述べていることから、委任契約が解約されたことにより、その返還義務を負うというべきである。

2 争点2 (取立権に基づく請求)

前記認定事実及び弁論の全趣旨によると、平成28年6月27日、本件差押命令が発生され、本件差押命令正本は、同年7月5日プライムゴールドに、同年6月28日に被告に、それぞれ送達されたこと、本件差押命令正本が債務者に送達された日から1週間を経過したことが認められることから、原告は、取立権の行使として、被告に対し、別紙の差押債権目録1記載の810万5177円の支払いを求めることができる。

3 争点4 (被告の不法行為)

原告は、被告が、プライムゴールドに関して、破産手続開始申立を行う意思も能力もないのに、通知書を作成して原告本人に送付したなどと主張するが、本件全証拠によってもこれを認めるに足りない。また、原告の債権回収に対する期待は、それ自体、法的な保護に値する利益であるとは認められないことから、被告の7月11日付確認書及び本件陳述書を自ら作成しまたはプライムゴールド代表者に作成させ、これらを原告訴訟代理人に送付した行為が、直ちに原告の権利ないし法的保護に値する利益を侵害したとはいえない。したがって、その余の点を検討することなく、被告の不法行為に基づく原告の請求は認められない。

4 結論

以上によれば、原告の請求は主文の限度で理由があることになる。よって、主文のとおり判決することとする。

東京地方裁判所民事第13部

裁判官 西野光子